

【令和3年6月21日以降適用】

## 学校施設使用上の遵守事項（屋内施設用）

学校施設の使用にあたっては、次に掲げる事項を遵守してください。

また、記載事項以外に不明な点がある場合は、事前に江東区教育委員会学務課学事係までご相談ください。

### 【施設使用全般に関すること】

- 使用できる屋内学校施設は、体育館や多目的ホール等、一定程度の空間的余裕を確保できる施設に限ります。
- 屋内学校施設を使用できるのは、原則として使用の目的たる活動を行う方（指導者を含む。）に限ります。ただし、使用者が未成年である等やむを得ない理由がある場合には、見学や付添いの方（必要最低限の人数に限る。）も使用することができます。
- 体育的行事等を行う場合は、施設内の滞在人数・使用者同士の接触を極力少なくするための措置を講じてください。（学年ごとに時間帯を分割して入替制で行う、見学者を最低限の人数に限定する、過度に呼気が激しくなるような種目は避ける、等）
- 学校施設の使用時間には、後片付け・消毒の時間も含まれます。（体育館の消毒には30分程度の時間がかかる場合もありますので、十分な余裕をもって後片付け・消毒の作業を開始してください。）
- 学校施設の使用にあたり出たごみ類（消毒に使用した除菌シート等も含む。）は、全て使用者にお持ち帰りいただきます。
- 原則として物品の貸出しは行いません。  
ただし、学校施設に付随する物品（ボール・ネット、卓球台、体操マット等）、施設の整備に要する物品（モップ等）は貸し出しを行います。  
その他、使用者による準備・搬入が困難な物品がある場合は、学校とご相談ください。
- 同居家族や身近な知人（職場の同僚、クラスメイト等）に感染者又は感染が疑われる方（濃厚接触者等）がいる場合は使用できません。
- 使用日以前14日以内に、政府から入国制限や入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航がある方、または当該在住者との濃厚接触がある方は使用できません。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況によっては、止むを得ず、予定していた施設使用を中止する場合があります。

### 【施設使用前に行うこと】

- 使用団体の代表者は、予め「学校施設使用にかかる承諾書（新型コロナウイルス感染症対策）」に、団体名・代表者に関する必要事項、及び、使用者全員の氏名・連絡先を記載したうえで、学校に持参・提出してください。（見学者（未就学児も含まれます。）、付添い、合同練習等を行う場合の相手チームのメンバー等、学校施設に立ち入る方は、全て「使用者」として記載する必要があります。）
- 「学校施設使用にかかる承諾書（新型コロナウイルス感染症対策）」の控えは、使用日以降少なくとも14日間、代表者が保管し、必要があるときは代表者から使用者全員に連絡できるようにしてください。

- 使用団体の代表者は、使用者全員の当日の体調を確認し、体調が思わしくない使用者については使用を控えさせていただきます。
- 使用者は全員、使用当日に検温を行い、体温が平熱より高い場合は使用を控えてください。また、体温が平熱であっても、具合が悪い場合には使用を控えてください。
- 使用者は全員、マスク、室内履きを持参してください。（学校の来賓用スリッパは利用できません。）
- 手洗いをを行うための石鹼・ハンドソープ、消毒を行うための消毒液（または除菌シート）は使用団体が用意・持参してください。
- トイレで使用するスリッパは、各使用者が持参する室内履きとは別に、使用団体が用意・持参してください。

#### 【主に施設使用の際に行うこと】

- 施設使用の直前に、確実に手洗いを行ってください。
- 校舎の出入口、校舎内における通路、使用するトイレは学校の指示に従いご利用願います。
- 施設の使用中は、できる限りこまめに換気を行ってください。
- 運動時を除いては、原則として、常時マスクを着用してください。
- 運動時は、十分な身体距離（概ね2 m以上）が取れない場合を除き、マスクを外しても構いません。
- 声を出しての応援は控え、拍手等の方法で行うようにしてください。
- トイレを利用する場合には、使用団体が持参したスリッパを着用してください。
- トイレを使用した後には、トイレに付随する手洗い場で、使用団体が用意・持参した石鹼・ハンドソープにより、確実に手洗いを行ってください。

#### 【主に施設使用後に行うこと】

- 使用した物品、使用者が触れた部分（ドアノブ、水道の蛇口、トイレのレバー等）は、使用団体が用意・持参した消毒液（または除菌シート）で拭き取るなど消毒を行ってください。
- 体育館を使用した場合は、使用した範囲の床のモップがけを行ってください。
- 施設使用後2週間以内に新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合には、江東区教育委員会学務課学事係まで速やかに連絡してください。
- 使用者から新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合、学校が保管している「学校施設使用にかかる承諾書（新型コロナウイルス感染症対策）」の情報をもとに、江東区教育委員会事務局学務課学事係から個々の使用者に連絡させていただく場合があります。

#### 【本内容に対する問い合わせ】

江東区教育委員会事務局学務課学事係

Tel 03-3647-9174（ダイヤルイン）

江東区東陽4-11-28 江東区役所6階（2番窓口）